



会 報

日 食 協

第 67 号 '90. 11. 10 発行 日本加工食品卸協会 東京都中央区日本橋室町2丁目6番地(江戸ビル 4階)
〒103 電話 東京03 (241)6568・6569番

目

次

「構造改善推進事業」への対応 実務研究会が食品のビジョンづくり	2
◇平成3年度税制改正で要望	4
◆取引条件の改善が中心課題；「構造改善実務研究会」新設	7
◇食品流通問題研究会報告書；斎藤企画課長迎え勉強会	8
<食品流通問題研究会報告書> (要旨)	8
◇委託事業のアンケート調査実施	12
運営委員会 ；各委員会の重点活動を協議	13
◇第8回食品卸団体連絡協議会	15
◇重点活動と下期活動を方向づけ；正副会長会議11/21日・理事会11/28日	16
◇経営研修会開催案内	16
情報システム化委員会 ；基準書第3版刊行作業進む	17
◇JCA・DPP研修会を開催	19
◇情報システム化関連ワーキング	21
物流委員会 ；物流コスト算出今後の対応等協議	22
◇物流コスト算出基準を再検討	23
◇「センターフィー」を項目追加(案)	23
食品取引改善委員会 ；新価格体系の実施状況等で協議	24
缶詰ブランドオーナー会 ；蜜柑缶詰で大手水産筋と初懇談会	25
◇自由化期待もパイン軒並み減産	28
◇缶詰賞味期間表示の現況；品質対策委員会	29
支部ニュース ；関東支部で元年度物流コスト実態とりまとめ	30
◇第16回商品研修会を開催；ニッカウキスキー柏工場研修	30
◇中国支部岡山県加工会(31)・北陸加工研修会(31)・北海道支部札幌加工会(31)	
◇共同配送；10月1日から個別契約	32
◇「発注時刻」で百貨店に協力要望	32

食品流通新時代

「構造改善推進事業」への対応

実務研究会が食品卸のビジョンづくり

農林水産省では、食品流通を取り巻く環境の著しい変化に対処した食品流通の構造改善および豊かな食文化を形成することを目的とし「食品流通構造改善促進法」（仮称）の法案を次期通常国会に提出すべく、関連諸計画の策定作業を進めている。

この構造改善計画は、不況業種の構造改善とは全く異なり食品流通新時代を構築するための新しい施策が法案成立により講ぜられることになる。

施策内容としては、次の4事業が支柱として組まれている。

1. 食品流通業経営基盤強化事業；

- ・青果物コールドチェーン化
- ・共同配送等の共同事業
- ・ボランタリーチェーン化
- ・リテールサポート

等があげられており、その事業者主体は食品流通業者・事業共同組合等、第3セクターとされている。

2. 食品商業集積基盤施設等整備事業；

- ・食品商業集積施設の整備
市街地小売市場再開発型および郊外型
- ・魚腸骨等の共同処理施設の整備
- ・食品卸集配センター等の整備

集積施設整備事業の事業主体としては、食品商業集積施設の設置業者、食品流通業者、事業共同組合等、第3セクターとされ、処理施設の整備にあっては第3セクター等となっている。

また、集配センター等の整備については食品卸売業者・事業共同組合等第3セクターが事業主体となる。

3. 卸売施設機能高度化事業；

- ・大都市大規模市場再整備——（機 構）
- ・人口急増地域市場整備——（第3セクター）
- ・民活多目的利用施設整備——（ “ ” ）
- ・卸売業者再編推進事業——（卸売業者、仲卸業者等）
- ・食肉市場機能強化対策事業

国産牛肉集荷力強化事業および情報取引導入事業ならびに自由化関連施設整備事業

このうち集荷力強化事業は第3セクター等が事業主体となり、導入事業については第3セクター、食肉流通業者等が主体者となる。また、自由化関連の整備事業にあつては、卸売業者、仲卸業者、売買参加者が対象とされる。

4. 消費動向反映優良国産農畜水産物生産流通円滑化事業（川下主導型生産流通システムの形成）；

- ・生産者団体から産地、品種、特性等のブランド登録と卸・小売店売上情報の公表など。

この円滑化事業にあつては、生産者、生産者団体、食品流通業者、食品流通団体、消費者団体が事業主体者として携わる。

次に、これら4つの食品流通構造改善計画が国民経済の視点から農林水産大臣がその改善計画が適当であり、目的に合致する旨の認定がなされたうえで、政府の各助成措置等が講ぜられることになっている。

まず、政府の助成として生活関連の重点枠（上記2の食品商業集積基盤施設等および3に掲げた大都市基幹市場緊急整備）にそれぞれ事業費補助金が組まれる外、「食品流通構造改善推進機構」（仮称）の措置として①コンサルティング、情報、ノウハウの提供 ②出融資 ③事業の代行 ④事業への参加 ⑤その他調査研究等の機構に対する事業費補助が当てられる。

さらに、金融上の措置としては農林漁業金融公庫からの食品流通構造改善資金（仮称）の貸付けならびにNTT-Cタイプ資金の無利子貸付け、その他税制上の措置として、①施設、建物の特別償却 ②土地の譲渡所得の特別控除 ③土地、建物取得の登録免許税の特例 ④不動産取得税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税、事業所税の特例などを設けるとする。

従来、行政的には中小企業対策が重点とされてきたが、このたびの改善計画では中小企業にとどまらず大規模企業も対象となっている点に大きな特徴づけがある。

これらの新しい指針は、農林水産省において日米構造協議等の外的要因を十分に踏まえたうえで、昭和63年4月以来、「食品流通問題研究会」がこのほど取りまとめた同研究会の報告書に沿ったいわゆるその副題に謳われているごとく「食品流通新時代―多様な選択機会の形成と多様な食の創造」への一環事業でもあると期待されるところである。

日食協では、これら行政の新局面に沿ってこのたびの構造改善推進事業に前向きに臨むとともに食品卸業界自らのビジョンづくりと、さらには21世紀に向けて生活者のための卸流通のニューロードをきりひらくべく姿勢を整える。

平成3年度税制改正で要望書

日食協では、前述の「食品流通構造改善促進法」の法案成立とそのための特例措置につき9月28日付で自由民主党全国組織委員会の渡辺秀央委員長に対し、平成3年度税制改正に関する要望書を提出した。

要望の要旨は国税関係ならびに地方税関係について同推進法・改善機構上での特例措置に関する要望内容となっており、このたびの要望では消費税には触れていない。

(1) 国 税 関 係

1. 法人税の非課税について

法人の行う収益事業の範囲から食品流通構造改善促進法（仮称）に基づき食品流通構造改善推進機構（仮称）の行う業務を除外していただきたい。

2. 寄付金の損金参入等の特例について

食品流通の構造改善を円滑、的確に推進することを目的に設置される食品流通構造改善推進機構（仮称）を特定公益増進法人の範囲に加え、同機構に対する寄付金の損金参入等の特例措置を創設していただきたい。

3. 特別償却制度の対象の追加について

食品流通構造改善計画（仮称）に基づき、食品流通業者等が取得する卸売市場など

の食品商業集積基盤施設等に係る特別償却制度（普通償却に加えて8%又は13%の特別償却）を創設していただきたい。

4. 土地等の譲渡所得の特別控除制度の対象の追加について

食品流通構造改善計画（仮称）に基づき、事業協同組合、第3セクター等に対して共同配送施設等の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得について、1千5百万円の特別控除制度を創設していただきたい。

5. 食品商業集積基盤施設等に係る登録免許税の軽減について

食品流通構造改善計画（仮称）に基づき不動産を譲渡した者が食品商業集積基盤施設等を取得した場合の移転登記について、登録免許税の税率を千分の25（本則千分の50）に軽減する特例措置を創設していただきたい。

6. 公益施設の用に供する不動産に係る登録免許税の非課税について

食品流通構造改善推進機構（仮称）等が食品流通構造改善計画（仮称）に基づいて国又は地方公共団体に対し無償譲渡する公共的施設の用に供する不動産を取得した場合の移転登記についての登録免許税の非課税措置を創設していただきたい。

7. 相続財産の贈与の場合の相続税の非課税について

国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税措置の適用対象に、食品流通構造改善促進法（仮称）の制定に伴い設立される食品流通構造改善推進機構（仮称）を追加していただきたい。

(2) 地方税関係

1. 食品商業集積基盤施設等に係る不動産取得税の非課税について

食品流通構造改善計画（仮称）に基づき、土地等を事業共同組合等に対して譲渡した者が、当該事業協同組合等から食品商業集積基盤施設等を取得した場合の不動産取得税を非課税とする特例措置を創設していただきたい。

2. 食品商業集積基盤施設等の用に供する不動産取得税の非課税について

食品流通構造改善計画（仮称）に基づいて事業協同組合等が、食品商業集積基盤施

設等の用に供する不動産を取得した場合の不動産取得税を非課税とする特例措置を創設していただきたい。

3. 公共施設の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税について

食品流通構造改善推進機構（仮称）等が食品流通構造改善計画（仮称）に基づいて国又は地方公共団体に対し無償譲渡する公共的施設の用に供する不動産を取得した場合の不動産取得税を非課税とする特例措置を創設していただきたい。

4. 食品流通構造改善事業のための固定資産税等の特例について

食品流通構造改善計画（仮称）に基づいて食品流通業者等が固定資産を取得した場合の固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を創設していただきたい。

5. 公共施設の用に供する固定資産に係る固定資産税等の非課税について

食品流通構造改善推進機構（仮称）等が食品流通構造改善計画（仮称）に基づいて国又は地方公共団体に対し無償譲渡する公共的施設の用に供する固定資産を取得した場合について、固定資産税及び都市計画税を非課税とする特例措置を創設していただきたい。

6. 食品流通構造改善事業のための特別土地保有税の非課税について

食品流通構造改善計画（仮称）に基づいて取得した土地について特別土地保有税を非課税とする特例措置を創設していただきたい。

7. 公共施設の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税について

食品流通構造改善推進機構（仮称）等が食品流通構造改善計画（仮称）に基づいて国又は地方公共団体に対し無償譲渡する公共的施設の用に供する土地を取得した場合の当該土地について特別土地保有税を非課税とする特例措置を創設していただきたい。

8. 食品流通構造改善事業に係る事業所税の非課税について

食品流通構造改善促進法（仮称）の制定に伴い、食品流通構造改善計画（仮称）に基づき食品流通業者等が取得する小売市場などの食品商業集積基盤施設等に係る事業所税を非課税とする特例措置を創設していただきたい。

取引条件の改善が中心課題

「構造改善実務研究会」新設

日米構造協議とも関連し商慣行の見直し等が行政筋において意欲的に進められているが、農林水産省では前掲の食品流通構造改善促進法の立法化を期するとともに、平成2年度事業として「食品卸売業構造改善ビジョン策定事業」を実施することとし、(社)食料品流通改善協会を窓口として日食協ならびに(社)日本外食品卸協会がそれぞれビジョン策定団体となり研究調査する運びとなった。

消費者ニーズは、近時その生活様式や価値観等の変化に伴いますます多様化、個性化して行く中で、小売業界にあっては諸規制の緩和等の流通変革がもたらされようとしている。

こうした激しい環境変化のただ中におかれている加工食品卸売業者が、適正に事業を営み、さらに体質強化が図られるためには、個々の企業が企業基盤の強化、合理化の推進に努力するだけでなく、卸売業者自らが業界を取り巻く諸問題を的確に把握し、その解決法を示し、さらに今後の方向づけをすることが必要との観点から、まず、物流機能、取引条件、情報のシステム化、労働力問題をはじめ組織の強化など加工食品卸売業が直面している重要な課題を中心に今後の方向を探り、食品卸売業の活性化と業界の強化に資することが本事業の目的とされている。

このビジョン策定事業は、3年間継続事業で予算としては半額補助で受託団体自体も2分の1を負担参加する。日食協では、去る8月23日の運営委員会において農林水産省食品流通局商業課の福島啓史郎課長ならびに久保田 健課長補佐を迎え

食品流通構造改善促進法（仮称）とその施策内容、食品商業集積基盤施設等整備事業に係る施策内容および大都市基幹市場緊急整備事業の説明を得るとともに本ビジョン策定事業の推進方法等について懇談、方向づけ等が話合われた。

その結果、日食協としては取引条件の改善問題を主軸に物流機能の効率化、情報のシステム化、業態開発、小売支援、労働力不足への対応等についてビジョン策定研究部門を置くこととし、運営委員会傘下に「構造改善実務研究会」を新設。ヒアリング調査、実態調査等を実施する運びとなった。

9月26日午前10時から日食協会議室において農林水産省食品流通局商業課より久保田課長補佐、徳永係長および(社)食料品流通改善協会側から渋谷浩一業務部課長代理が出席、第1回「構造改善実務研究会」を開催した。

この研究会の座長については、さきの運営委員会において(株)菱食常務取締役一ノ瀬竹久氏が推挙されており、新メンバー全員の賛同のもとに①食品卸売業の構造改善を推進するための業界ビジョン策定等について②今後の進め方等を中心に意見交換した。

この実務研究会においては、あらかじめ食品流通問題研究会報告書の「食品流通新時代」ならびに公正取引委員会の「流通・取引慣行とこれからの競争政策」「同付属資料編」を参考資料とし研究テーマについてのスケジュール化を検討した。

同実務研究会は10月25日午後3時から日食協会議室において第2回目を開催し、前回は行った研究テーマについての具体的問題を掘り下げ、初年度にあっては、日米構造協議の進展に伴う商慣行の

見直し動向を踏まえつつ激し変容を見せつつある業界環境の実態をつぶさに把握するとともに卸業界の現状認識を研究の第一段階として探ることになった。

また、この実務研究会の学識経験者としては、東京経済大学教授の宮下正房先生に研究会の顧問格としてご協力願うことになり、また、年内スケジュールとしては、日食協会員を中心に主だった地域卸店を対象にアンケート調査を実施することが決まり、11月15日の第3回構造改善実務研究会でアンケートの設問内容を具体的に検討する運びである。

なお、この実務研究会の顔ぶれは次の通りである。

敬称略

(研究会顧問)			
東京経済大学		教授	宮下 正房
(委員)			
	社名	所属・役職	氏名
	(株)小網	事業開発部兼販売部部長	高塚 忠彦
	国分(株)	東京第三支店副支店長	江口 競一
	(株)サンヨー堂	取締役営業本部副本部長	池田 一裕
	(株)廣屋	営業本部食品担当部長	柿沼 金吾
	(株)明治屋	営業本部商品流通部課長	大竹一太郎

	松下鈴木(株)	営業企画統括室室長代行	浅井 久生
◎	(株)菱食	常務取締役管理本部副本部長	一ノ瀬竹久
	日食協	専務理事	北田 久雄

◎：座長

食品流通問題研究会報告書

齊藤企画課長迎え勉強会

日食協では、前掲の食品流通構造改善促進法の立法化等の一連の農林水産行政の動向に併せ業界自体の呼応体制もおのずから求められる状況に置かれていることに鑑み、去る7月31日に公表となった「食品流通問題研究会報告書」を中心とした勉強会を8月6日、他業界の先陣を切って実施した。

この勉強会は運営委員会、商品委員会、食品取引改善委員会の関連委員会合同形式により、講師に農林水産省食品流通局企画課の斎藤章一課長、平尾豊徳、鈴木英男両課長補佐を迎え開催。

まず斎藤課長より報告書内容の説明があった外、取引慣行に係る諸問題をはじめ、人手不足の現況物流ならびに情報化の実態等、卸業界が直面している課題が話合われた。

なお、報告書については、紙面の都合もあり、これを抜粋して以下に掲げることとする。

食品流通問題研究会報告書 (要旨)

—食品流通新時代—多様な選択機会の形成と多様な食の創造—

<報告書のねらい>

我が国が生活大国にふさわしい豊かさを実感し得る社会への移行を目指す中で、流通産業は消費者

の最も近くに位置し、基幹的な産業分野としてその発見が期待されている。特に食品流通には、安全で良質な食品を安定的かつ効率的に消費者に供給するという基本的役割に加え、さらに消費生活の視点に立った諸機能の充実、供給サイドの活性化への貢献等が求められるとともに、国際的にも我が国の流通システムに対する関心が高まっている。

本研究会報告では、社会経済条件の変化の中で食についてのニーズが大きく変化していることから、まず、その基本となる消費の動向を分析し、これに対する供給の動向、さらに、消費と生産の変化に伴う流通の変化や将来動向を分析した上で、今後の課題及び対応の方向をとりまとめた。

<報告書要旨>

Ⅰ. 食料消費と購買行動の動向

食料消費は、栄養的には既に飽和水準に達し、食に関する消費者ニーズは主として質とサービスへの志向を高めており、単独世帯の増加、女性の社会参加、自由時間の増大等がこの傾向に拍車をかけている。また、今後我が国はかつて先進国が経験したことのないようなスピードで高齢化社会に移行することとなるが、これに伴い、食料消費と流通・サービスに様々な影響が出て来るものと見込まれる。

1. 食料消費の変化

- (1) 食に対する消費者ニーズは、生活様式や価値観の変化等を反映し、多様化、個性化している。こうした中で、品質の重視傾向、健康志向、ファッション性、素材と調理の国際化が進んでおり、さらには「食」を基軸にした豊かな生活作りを楽しむ人々が増えている。
- (2) 外食・テイクアウト（持ち帰り）及び調理食品等の高次加工品に対する需要が増加している。

2. 食品の購買行動の変化

- (1) 質、サービスを重視する傾向が高まっている一方で、人によりまたはT・P・O（時、場所、場合）に応じて価格を重視する傾向も高まっており、特に価格と価値のバランスを重視する傾向がみられる。

また、地球環境問題への関心の高まりの中で、一部の食品の過剰な包装の見直し、容器の散乱の防止、廃資源のリサイクル等に対する関心が高まっている。

- (2) 従来から最寄り当用買いの購買行動が基本となっているが、次のようにさらに多様化している。
 - ア. 多品目少量購入の傾向が強まり、ワンストップショッピング（1ヵ所でのまとめ買い）が増加する一方で、高級鮮魚店等の専門店の選好も高まっている。
 - イ. 買物の24時間化やマイカー利用の買物が増加しているほか、宅配サービス、惣菜、持ち帰

り弁当等特定のサービスに着目した購買行動も増加している。

3. 食品供給の変化

食品の供給は、消費と購買行動等の変化に伴い、多品種少量生産が一層進む中で、生鮮食品を好む国民性に対応した活魚、予冷した野菜等にみられる「高鮮度化」と、多様化、高度化する消費需要に対応した半調理冷凍食品、惣菜、持ち帰り弁当等にみられる「高次加工化」の方向に進みつつある。

II. 食品流通業の現状と展望

1. 我が国食品流通業の特徴

我が国の食品流通は、青果店、鮮魚店、食肉店等業種別に比較的明確な流通経路が確立、整備されており、また、米国等に比較して、零細で多数の小売店が併存し、流通経路が多段階となっている。

このような食品流通の構造は、魚介類、野菜等の生鮮食品を好む国民性を反映した最寄り当用買いという購買行動等に対応して歴史的に形成されてきたものである。また、多段階を示す指標（小売販売額に対する卸販売額の比率）をみても、食品は我が国流通全体の中で特に高いと言うことはなく、トータルとしてのマージン率は諸外国の食料品の流通や国内の一般日用品の流通とほぼ同程度であり、各段階が果たしている品揃え、小分け調整等の機能を総合すると我が国の食品流通が非効率ということはないが、今後ともその効率化を図っていくことは重要な課題である。

2. 食品小売業

- (1) スーパー間の競争が激化する中で、新たな組織化、系列化等が進む一方、消費の多様化に応じて多様な業態が創出されると考えられる。
- (2) 減少傾向にある青果店、鮮魚店、食肉店等の中小専門店については、大規模小売店舗法の規制緩和の動きの中で、今後の高齢化社会における多様な消費者ニーズへのきめ細かな対応や有効な競争条件の確保等の面での役割が期待される。

3. 食品卸売業

小売業界の再編に伴い、問屋機能の一層の充実が急務となっており、販売代行から仕入れ代行への機能の転換、中央の有力卸による系列化、異業種卸の食品分野への進出等がみられる。

4. 卸売市場

卸売市場、特に中央卸売市場は、多様な商品の効率的な集分荷、適正な価格形成、迅速、確実な決済等を通じ、そこに多様な商品、情報等が合理的に集中する最適な仕組みとして生鮮食品流通のメインシステムとなっているが、さらに今後、①流通実態に即した取引ルールの見直し、②情報機能の充実、③物流条件の改善、④品揃え機能の一層の充実等を図ることが急がれている。

III. 食品流通の課題と対応

1. 消費市場の変化に柔軟かつ迅速に対応するための商業機能の高度化（消費者利益増大型流通システムの構築）

高品質、高サービス志向から低価格志向に至る消費者の多様なニーズに応え得る多様な流通チャネルの形成、情報システム化、我が国の風土に即した食文化作り、メニュー・生活提案等の情報提供の充実等を推進していく必要がある。

2. 効率的な流通システムの維持、確保（効率追及型流通システムの構築）

(1) 情報ネットワーク化の推進及び大都市の過密や高地価等も念頭において、新しい物流技術の開発、既存の物流拠点の改善その他物流システムの再構築を図っていく必要がある。

(2) 大規模小売業と中小小売業が共存し、①多様な商業集積が立地的にも規模的にもバランスのとれた形で配置され、それぞれが特性を活かして相互に競争し、機能分担する方向で商業施設の整備を促進するほか、②中小小売店同士が共同して、あるいは中小小売店と中小卸売業者とが結合してボランティア・チェーン化を図ることや共同輸配送体制の整備等中小流通業の構造改善を促進する必要がある。

(3) 卸売市場については、流通環境の変化に対応した機能の高度化を図る必要がある（具体的には、卸売市場審議会においてより専門的な立場で検討中）。

(4) 労働力不足問題については、省力化の推進や高齢者の活用等きめ細かな対応が必要であるが、外国人労働者問題についても、受入れの必要性、条件整備等の検討が必要となっている。

(5) 取引慣行については、国際化の進展の下で参入障壁の一つになっているとの指摘がなされている。また、最近、有力小売業者を中心に、納入業者等に対して店舗の在庫コストや製品の品質管理費用の削減等のため多頻度・小口・指定時配送を求めたり、消費者の鮮度志向の高まりを背景に、法令、規則等に定められている表示義務の範囲を越えて保存性の高い加工食品に対しても製造年月日、賞味期間等の表示を求める動きがみられる。多頻度・小口・指定時配送については流通効率の低下によるコストの上昇、都市交通の一層の混雑化等の問題があり、また日付管理についてはその行き過ぎによる返品コストの上昇等の問題がある。

したがって、こうした取引慣行の改善措置を検討する必要がある。この場合、①リベート、返品等については、国際社会で理解されるよう透明性を確保する等の観点から取引内容に応じたルール作り等を進め、より明示的な流通システムへの転換を促していく必要がある。②また多頻度・小口・指定時配送及び日付管理については、メーカー、卸、小売の生販三層がそれぞれの機能分担の明確化の上で、食品流通全体のコスト削減を図り、その効果が消費者を含めた4者に公平に配分されるような秩序作りが必要である。

3. 消費者に信頼される食品流通の確立

食品は、生命の維持に直接影響する生命系商品であることから、緊急時における基礎的食料等の安定供給ルートを確保するとともに、消費者が安心して合理的な選択を行うことができるよう①JAS制度の拡充、強化、②「有機栽培」、「低農薬栽培」等の表示を付した商品についての名称の明確化や信頼度の高い表示基準の策定、③各種情報提供の体制整備、④輸入品を含めた安全性についての監視・指導の強化、⑤一部の食品の過剰な包装の見直しなどによる環境問題への貢献が必要である。

4. 生産と流通の連携強化

効率的な流通システムの確立や時代の変化に柔軟に適合した日本型食生活の形成を図る上で、生産と流通の連携の強化が重要な課題であり、情報交換の機会の増加や情報システム化を図るほか、生産、流通サイドの連携によるメニュー提案やそのPRが必要である。

委託事業のアンケート調査実施

第2年度目はリテールサポートに重点

農林水産省の委託事業である「加工食品卸売業流通組織管理調査研究事業」は3年継続事業のうちの第2年度目を迎えることになったが、この平成2年度の委託事業は次のような実施要領にもとづき、前年の調査結果を踏まえ委員会を組み実施される。

目的；「今日、加工食品卸売業は、流通効率化志向の強まりや小売構造の変化の中で、加工食品流通の中間に位置する流通組織の管理機能者とし

て、効率的な物流システムの確立や情報提供機能の充実を図ることが強く要請されている。

特に卸売業の発展を図る意味から小売業に対する支援活動を通じて両者の一層の連携強化を図ることが期待されるとともに、環境の変化に即応した新たな業態開発等を進めることが当面の緊急な課題となっている。

このため、加工食品卸売業の小売支援システム等を調査研究し、これらの結果に基づいて流通組織管理システムを策定すること等により、加工食品卸売業の近代化に資する」とされ、日食協ではこの目的意識のもとで去る9月7日午後1時半から、日食協会議室において第1回目の委員会を開

催して、平成2年度委託事業調査の具体的協議を行ったうえ、ワーキンググループの活動ならびにスケジュール化等を決めた。

この委員会の協議結果に沿いワーキンググループを編成。10月3日午前10時から日食協会議室で第1回WGを開催。主としてアンケート調査のための内容検討を行なった。

第2年度目に入った今回のアンケート調査は、まず、小売業の卸機能に対する評価およびそのニーズを分析し、加工食品卸売業と小売業との連携強化、さらには小売業ニーズに即した卸売業態のあり方、その開発方法を検討することがねらいとされ、小売業の業態多様化に対応する品揃えの総合化、情報の一元化、物流の統合化を通じて、流通組織管理のあり方を検討するという目的をもって実施される。

すでにアンケートの設問内容も整備され、その経営実態を分析するためのリテールサポートの取り組みの実態、取り組みの意向、R・S実現のための方策に対する考え方等につき11月中旬までには日食協会員を中心に500社の卸企業に対し調査が行なわれる運びとなり明年春、その調査結果をもとに報告書が作成されることになった。

なお、平成2年度の委員およびワーキンググループは次の通り。

委員会の委員

敬称略

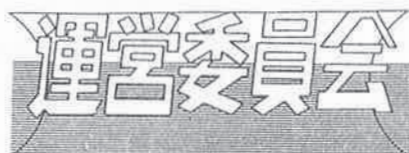
◎	東京経済大学教授	宮下正房
	千葉商科大学助教授	懸田 豊
	日食協運営委員長	磯内善介

日食協商品委員長	加藤 稔
" 情報システム化委員長	松本健一

◎印：委員長

ワーキンググループ

(株)小 網	営業企画部取締役部長	笹田 隆
国 分 (株)	営業統括本部RSP担当係長	郡司浩吉
(株)トーカン	情報システム室次長	岩味正之
(株)廣 屋	カスタマーサービスセンター 所長	沢田光信
(株)菱 食	取締役営業本部RS統括部長	葛城 哲
流通政策研究所	常務理事	野澤建次
流通政策研究所	研究調査主任研究員	佐藤 剛
日 食 協	専務理事	北田久雄



各委員会の重点活動を協議

行政指針に新たな対応

10月18日正午から東京ステーションホテルにおいて運営委員会を開催し①各委員会の重点活動報告等に関する件 ②取引慣行の見直し等行政指針の対応に関する件 ③「食品卸売業構造改善推進事業」実施に関する件 ④第8回食品卸団体連絡協議会の事前協議に関する件などを協議した。

委員会の重点活動報告に当たってはまず運営委員長から第2号議案にも関連し、去る8月21日の公正取引委員会取引部流通対策室側との懇談内容のあらましにつき報告があったあと、各委員長な

らびに座長より説明があった。

商品委員会活動については加藤稔委員長，市ノ瀬座長より割戻金の即引きと返品問題に関し，①割戻金即引きの次のステップとして，その即引きがリポート形態において裸にされていない面が税務上においても免角問題の生ずる可能性があり，その内容を透明化して近い将来，すべてがデータ即引きに移行できるよう努力したい旨が述べられた。

また，返品問題に関しては，供給過剰流通の今時，各業態それぞれが返品要因を抱えている一方日米構造協議に関連し，商慣行の見直しが関係行政筋において進められており，農林水産省における食品流通問題研究会報告書（前掲8頁参照）にも改善のための方向づけが示され，不行正行為を取り締まる立場の公正取引委員会においても年内にガイドラインを公表し，取引の公正化を図る意向であり，WGはこれら関係官庁の指導のもとに加工食品卸業界の返品に係るルールづくりに取り組む旨が報告された。

物流委員会活動については，田尾委員長より単品，中箱，外箱への製造年月日，賞味期間の表示徹底に関してメーカーに対し，すでに協力量望を申し入れたところであり，その後の改善状況につき近く実態調査を行うほか，新価格体系に係る物流コストの算出については，本年1～5月時点においての量販店およびCVSの物流コストを算出したところであるが，今後継続累計する上で共通して算出対応が出来るようなフォーマットのソフト化を図ることが可能かどうかをWGにおいて検討することにしたい旨述べられた。

情報システム化委員会の関連活動については専務理事より①ネットワーク検討会において日食協基準書第3版刊行のため商品案内情報システムの標準化作業が急がれていること。②メーカー納品伝票の標準化につき協議を進めてきたが，メーカーとの種々協議の結果，酒類食品統一伝票（B4長辺3分の1）の見直しを行い，メーカーが共通使用出来る伝票を現在開発中であり，近くこのフォーマット案が示される運びである。③JCA・DPP計算モデル（DPCも含む）につき日本チェーンストア協会の調査・広報担当部長を招きネットワーク検討会メンバー中心に勉強会を開く予定であるなどが報告された。

食品取引改善委員会の活動については橋委員長及び大竹座長より新価格体系導入に関しメーカー要望を行ったが，その後のメーカー対応状況につきWGにおいて調査することにしており，主要メーカー70社に対し委員会メンバー13社が分担し，新体系と旧体系の商品群別・価格体系（仕切価格大卸価格，小卸価格，小売価格）および割戻金体系（基本取扱手数料・<物流補助>，直送手数料等）の実態をチェック中であるとの報告があった。

これらの活動と関連し例年春先きは再見積期を迎えるが，その時点での新価格体系との絡み，そして最近における商品絞込み化の動向等に関して意見の交換がなされたほか，「センターフィー」の問題等も今後の課題に取り上げたいとされ，これらの問題解決に当たっては生販3層のテーブルを囲んでの話し合いの場が設けられることが強く望まれた。

また、地域卸の団体において返品、小口多頻度配送、棚卸、値札貼りの問題等々人手不足、物流費の高騰についての得意先へのチラシ配布が注目を集めているが、これらに関し日食協として統一見解を出す必要があるとの意向が述べられた。

このことにつき関連ワーキンググループでは、ボリュームの実態を調べ、それらを数値的に把握したうえで要望書等の作成に当たりたい旨の話合いがなされた。

缶詰ブランドオーナー会活動については事務局より「缶詰の賞味期間表示」に関する近況報告があった。

CBOメンバーにあっては概ね新物みかん缶詰辺りからその表示がぼつぼつなされるもようであるが、「主な缶詰」が36ヵ月表示で業界合意が一応なされているものの、その他の缶詰にあっては期間についての表示はブランドオーナーの責任において任意であることとなっているため、期間前倒し表示の恐れがあり、そのため主な缶詰が犠牲となる可能性が大で、(社)日本缶詰協会に改めて要望書を提出する考えである旨の報告があった。

運営委員会に引続き第8回食品卸団体連絡協議会が開催されるに当たり新価格体系等報告内容についての事前打ち合わせを行った。

第8回食品卸団体連絡協議会 新価格体系構築等につき経過報告

10月18日午後2時から東京ステーションホテル2階松の間において第8回食品卸団体連絡協議会を開催し①新価格体系構築に係る経過報告 1)物流コスト等の実態 2)定額導入等の実態 3)今後

の進め方等についての意見交換 ④取引慣行に係る関係省庁のガイドラインと今後の業界対応について 1)即引・返品等に関する事項 2)質疑応答 ③団体間情報交換 ④その他次回開催等々報告ならびに意見の交換を行った。

この日の出席は卸同業5団体側が17名、日食協側10名であった。

はじめに卸同業5団体側より東京都食品卸同業会山本新三郎会長、および日食協側から磯内善介運営委員長の挨拶がそれぞれあったあと5団体側大北五郎本部幹事の進行により上記に掲げられた内容につき日食協の当該委員長および座長より活動状況報告と意見交換がなされた。

<主な意見>

- ・新価格体系に係る日食協活動には感謝しているが、5団体意見としては、直配が多く、それだけに物流費が余計にかかっているが、果してメーカーがわれわれ問屋の現況を考えに入れて対応されたかどうか不満がある。
- ・地域問屋にあっては実情として卸マージンは増えていない。われわれに取っては死活の問題である。飲料関係は未対応であり、真にわれわれの実情を知っていただきたく運賃の定額化を要望する。リバート配分が不平等である。
- ・人手不足の問題は深刻で、募集しても給料は3番のはなしで食品業界は構造的にも人材が得られない状況である。これは企業の存続問題ともなっている。時代に即応する卸体制が取られるべきであり、得意先からの労務提供の問題などは業界としてしかるべき対策が講ぜられるべきであろう。

・労務提供の要求はしない。しかし、それを棚卸料とし裏道要求してくるところが出てきた。

・休日の問題、労務提供の問題等について業界ぐるみでの改善策提案があったが、出来れば日食協本部で声明文をとりまとめていただければと思う。労働省では勤務日数の短縮を指導しているのに小売業界はわれわれに対しては全くそれを無視している状況にある。

行政において強制してはならない通達を出してもらうよう要望することはできないか。

なお、連絡協議会の明年の開催は平成3年5月16日(木)および10月17日(木)が予定日とされた。

重点活動と下期活動を方向づけ 〔正副会長会議11/12日・理事会11/28日〕

運営委員会では、重要段階を迎えている日食協活動をより明確に方向づけるために次の予定で正副会長会議および理事会を開催する。

〔正副会長会議〕

開催日時；平成2年11月21日(水) 10時

場 所；日本橋精養軒

内 容；1)平成2年度の各委員会重点活動報告について

運営委員会・商品委員会・情報システム化委員会・物流委員会・食品取引改善委員会

2)理事会の開催等について

〔理事会〕

日 時；平成2年11月28日(水) 12時から

場 所；鉄道会館ルビーホール 12階明星の間
議 案；

第1号議案 平成2年度上期活動経過報告に関する件

1. 新価格体系実施状況の現況
2. 返品問題等に係る活動の現況
3. 情報システム化委員会の活動
4. 物流委員会の活動現況
5. 缶詰ブランドオーナー会活動状況

第2号議案 各支部活動状況報告等に関する件

第3号議案 下期の重点活動等に関する件

第4号議案 新規加入会員、退会会員に関する件

第5号議案 収支状況報告に関する件

第6号議案 その他

経営研修会開催の案内

運営委員会では、理事会開催の当日恒例の「日食協経営研修会」を開催することを決めた。

最近の国内、国外における政治、経済環境は日米構造協議等の新たな動向とも絡み急速な変容を見せつつあり、これからの食品業界に取り、多大な関心が寄せられているが、今回企画された研修会は、日米構造協議の権威者であり、また公正取引委員会流通問題研究会の座長でもある専修大学経済学部教授の鶴田俊正先生にご講演いただくことになった。先生は「ポスト構造協議」(東洋経済新報社発刊)の著者でもある。

演 題 「日米構造協議とこれからの流通」

日 時 平成2年11月28日午後3時～5時
場 所 鉄道会館ルビーホール12階
千代田区丸の内1-9-1
電話 03-211-5611番
対 象 日食協の会員及び賛助会員
定 員 100名(定員になり次第〆切)
会 費 無料

なお申込み方法は日食協事務局宛FAXに
より受付ける、—FAX; 03-241-1469番—



基準書第3版刊行作業進む

商品コードは16桁を決定

9月14日午後3時から日食協会議室において情報システム化委員会を開催し、①酒類食品統一伝票見直し作業進捗状況 ②ネットワーク検討会の活動報告 ③委員会今後の活動展開等について協議した。

メーカー納品伝票に係る酒類食品統一伝票の見直し作業については、現在まで2回打合せしているが、現状のメーカー専用伝票では行数も6～24行と多岐にわたっており、これの1本化は難事とされているが、前回の委員会で承認のあった酒類食品統一伝票の見直しのなかで一応卸サイドで内容整理し、叩台作成のうえで次回ネットワーク検討会で協議したい旨、西野良夫座長より報告があ

り、引続いての検討が了承された。

また、ネットワーク検討会の活動については、第3版基準書に新たに在庫アイテムシステムを加えることとした点と商品案内情報システムWGにおいて概ねのフォーマットのまとめ作業が進んでおり、現在その運用基準の詰めが行なわれている等作業状況の報告があった。

なお、このとりまとめ作業と平行し、酒販組合中央会側との項目等のすり合わせも同検討会では行なうこととし、9月21日に代表が中央会に出向き打合せする旨述べられた。

その他、今後の活動展開としてJCA・DPPモデル計算に関する研修会を開催することなどを決めた。

続いて、11月5日午後3時から日食協会議室で開催された第4回情報システム化委員会では去る10月22日に実施したJCA・DPP計算モデル(19頁参照)について原田 努委員より報告説明があったあと、今後の委員会対応を協議の結果、卸業界として引続き勉強する機会を持つこととし、物流コスト算出に当たってのフォーマット化など物流委員会と連動し検討する必要があるのではないかなどの意見が述べられた。

また、商品コードについては酒類食品業界としては当初JANコード+荷姿2桁をネットワーク検討会で検討してきたが、他業態との整合化の立場から15桁を16桁に変更することを、この日の委員会において正式に決定し、第3版基準書に織り込むこととなった。

前回の委員会で報告のあった酒販組合中央会との連絡懇談結果については西野ネットワーク検討会座長より経過報告があり、今後とも商品案内情報等に関し相互により点を取り合いながら整合化に努め、さらに11月8日にも再度協議する運びである旨が述べられた。

その他、当N検ワークとして受発注システムについての運用面の煮詰め、在庫報告システムの基準書への組み込みなどにつき報告、3版原稿出稿時期を明年2月末目標に諸作業を進めることとなった。

統一伝票WGの検討経過報告（出荷案内を含むメーカー卸間の取引に使用される納品伝票の標準化）に関しては中村隆一担当委員から酒類食品統一伝票（B4長辺3分の1）等をベースとした検討結果の報告がなされ、その検討方向を了承した。

主な検討結果は次の通り。

1. 統一伝票使用要請の目的：
 - ①仕入時点での検収業務の容易性、正確性を目的とした項目欄の統一
 - ②納品伝票（出荷案内書）を原始証憑とするデータインプットの容易性、正確性を目的とした「項目」およびその配列順序の統一
 - ③請求、支払業務における自動照合キー（日付、伝票No外）の統一
 - ④ファイリングの効率化を目的としたサイズの統一
2. 現行業界統一伝票の尊重；
 - ①酒類食品統一伝票
 - ②チェーンストア統一伝票

③百貨店統一伝票

④菓子業界統一伝票ほか他業種の統一伝票

3. 統一伝票設計の考え方；

1.の目的が達成され、かつ2.を前提とし、各メーカーにあっては設計を進められ、可及的速やかな新伝票への切換えを期待したい。

4. 統一伝票の要件；

①伝票サイズ…B4長辺3分の1またはT5Y10を原則とする。

②構成枚数……納品伝票、物品受領書および出荷案内書に限り様式を統一。従って構成枚数は限定しない。また、容器引取書等は企業の裁量に委ねる。

③伝票行数（LINE数）…6行を原則とするが、増行も許容。

なお、統一項目、配列順序は参考例（省略）によることとし、その余白部分は発行企業で自由使用とするなどが示された。

これらの統一伝票検討会の結果をもってメーカーとの合意を得るべく引続きN検で協議することになった。

その他、中小企業庁が平成3年度情報化対策としてのネットワーク化指導事業、情報化共同事業等につき事務局より資料に基づいての説明があった。

次回情報システム化委員会は平成3年1月31日午後4時を内定。

JCA・DPP研修会を開催

情報システム委員会と傘下ネットワーク検討会では、去る10月22日午後2時半から日食協会議室において「JCA・DPP計算モデル」に関する研修会を開催した。

講師は計算モデルについて日本チェーンストア協会調査広報部長の笠原政栄氏が担当され、またパソコンによる実験デモについてはP&G販売本部のセールステクノロジーグループ・フィールドアナリストの嶋島和久氏が担当。

DPPの歴史、定義、米国での導入状況、戦略的利用、その利点および弱点、計算モデルの構造等々につき、笠原部長よりスライド・資料を参照し詳細説明があり、また嶋島フィールドアナリストからはテレビ画像を通じ、計算モデルの起動、初期設定、マクロメニューの起動方法、データの入力・計算・保存とレポート作成など広範にわたっての説明がなされた。

この日の受講者は情報システム化委員会関係者および物流委員会のメンバー35名が参加した。

DPPとは？；

Direct …… 直接
Product …… 商品
Profit …… 利益

DPPの意味；個別商品の持つ固有の利益であり、個別商品の仕入れから店頭にて販売される時点までの過程で発生

するコストを「粗利益」から差し引いた「利益」を意味する。

個別商品の粗利益に対して、流通過程のコストを考慮したものであり、個別商品の「損益計算書」を作成する手法によって開発された概念といえる。

DPPの定義；DPP (Direct Product, Profit), 直接製品利益とは、販売している製品ごとのコストや直接収益を把えた、製品ごとの直接利益をいう。言い換えれば、DPPは小売業やメーカー、卸売業における基礎的な原価計算の手法として「商品ごとの販売に要した原価を算定し、商品ごとの損益計算を行なう」方法。

DPPは、利益管理指標として粗利益（グロス・マージン）や純利益などに変わるものである

DPP－戦略的利用

DPPの結果を次の図表に従って利用するのが効果的である。

この図表はその製品の販売数量と単位当たりDPPの関連を基に、マーチャンダイジングと店舗運営のあり方を示したものである。

単位当たりDPPが高く、販売数量も高い製品（図表の右側上部に位置する製品－花形製品）と単位当たりDPPが低く、販売数量の低い製品（図表の左側下部に位置する製品－負け犬製品）とではその取るべき方策は違ってくる。

高 ↑ 単 位 当 り D P P ↓ 低	<u>金のなる木製品</u> - 製品の回転の促進策 - 優位置への移動 - 広告活動の推進 - 陳列スペースの拡大 - 価格政策の検討	<u>花形商品</u> - 広告、販売促進活動の実施 - 積極的なディスプレイの実施 - 陳列スペースの拡大 - 優位置への移動
	<u>負け犬製品</u> - 陳列スペースの縮小 - 取扱いの外部依頼 - 価格再検討 - アイテム・カット	<u>問題児商品</u> - 取扱い作業方法・コストの検討 - 価格再検討 - 劣位置への移動 - 販促活動の減少
	低	高

販売数量

<DPPの意義>

1. 商品の流通過程のトータル・コストに対する関心を喚起
2. 流通のトータルコストの改善
3. 店舗個別の流通処理コストの明確化
4. 小売業、メーカー、卸売業との相互関係（パートナーシップ）をより進化・発展させる。処理コストなどに関する共通尺度（共通言語）
5. 企業内部の部門別間の意志決定の統合化を促進（共通言語）
6. 個別商品の収益性（Item Profitability）に関する標準的な尺度（単品ごとの利益を明確にする共通言語）
7. 売上高、粗利益貢献度からDPP貢献度への視点転換（コスト意識の高揚）
8. POSデータの積極的・有効活用

<DPPー利点>

小売業にとってDPPは利益管理指標として最もすぐれている。

粗利益（グロス・マージン）の考え方は、コストを製品ごとに把えていないし、その製品に関わるリベート等のその他収益を応々にして考慮に入れていない。

純利益の考え方は個々の製品に振り分け不可能な固定費を含めて算出されている。しかし、DPP（直接製品利益）は製品ごとの実際に要したコストとその他収益を考慮しており、その製品ごとの貢献利益を示している。

<DPPー弱点>

DPPは100%数量化して評価を行なう。つまり、店舗イメージ・消費者が購買しよ

うとする、目に見えないさまざまな要素について触れることはできない。

従って、DPPの結果のみを追うと、DPP結果の悪い製品を救う手だてはなくなってしまう。

情報システム化関連ワーキング

情報システム化委員会関連のワーキング活動はネットワーク検討会をはじめ商品案内情報WGおよび統一伝票検討会、全国コードセンター運営委員会等々の活動がある。

最近におけるこれらWGの主な活動は次の通り。

<ネットワーク検討会>

- ・ 8月29日午前9時半日食協会議室において第44回検討会を開催。

①F研活動報告

外箱へのJANコードマーキングで情報交換した結果についての報告および参加各社システムの事例発表に関する説明。

②商品案内情報WG報告

前回フォーマット案のうち商品基本部レコードの一部入替え（容器形態・賞味期間・酒分類・アルコール度・酒質等）の項目の表示、メーカー・卸間のマスター授受についての運営方法に関しての検討等報告。

③統一伝票検討会報告

メーカーの専用伝票につき調査した結果、明細行が多行数に及んでいるメーカーが多く、この辺の整備をどのように行なうか、また統

一伝票のサイズについては現在使用中の業界統一伝票ベースにその様式も弾力的に運用できるよう配慮したいなどが述べられた。

- ④その他F研実態調査結果の報告をもとに販売実態・受発注について意見交換しファイルヘッダーレコード、販売実績集約型・明細型等を検討。

- ・ 10月2日午後2時から日食協会議室において第45回検討会を開催し、①F研活動報告②商品案内情報WG活動状況報告③統一伝票検討会の検討結果報告等が行われた。

- ・ 10月29日午後2時から第46回ネットワーク検討会を開催し、前日に引き続きF研活動状況、商品案内情報、統一伝票等基準書第3版発刊のための諸作業の進行状況ならびに問題点の整理等を行なった。

<商品案内情報WG>

- ・ 8月21日午後1時半から第9回商品案内情報WGを開催。修正フォーマットについての確認、酒質（製造方法・保存・味覚）、容器形態などを検討。その他運用方法（生産者価格の提供方法、価格変更時の対応方法）等で意見交換した。
- ・ 9月4日午後2時から第10回WGを開催。フォーマット基本部レコード（(1)容量、函入数、商品コードならびに(2)酒質、商品内容オプションレコード）などに関し検討した外、価格変更時の運用方法につきメーカー側、卸側双方の意見交換を行なった。
- ・ 9月26日午後2時から日食協会議室で第11回WGを開催。運用方法をマニュアルにいかに表示するかにつきメーカー機能、VAN機能、卸機能およびそ

のタイミング等を中心に協議検討した。

- ・10月26日午後2時から日食協会議室で第12回WGを開催。

全国卸売酒販組合中央会との擦り合わせ問題とも関連しフォーマットの統一化に関してはオプションレコードとしての追加等を検討した。

また、商品コード設定基準、商品案内の運用基準などにつき具体的検討を行なった。

<統一伝票検討会>

- ・8月7日午後1時半から日食協会議室で7月11日の打合会を含め、酒類食品統一伝票の見直し作業（メーカー納品伝票の標準化作業の一環）としては第2回目の検討会を開催し、サイズ、様式、構成枚数、共通必順、任意項目等につき意見交換した。
- ・9月5日3時から第3回目の検討会を日食協会議室において開催した。
統一伝票使用要請目的、設計に係る考え方等の内容については前掲の情報システム化委員会での活動報告の通りである。

<酒類食品全国コードセンター>

9月27日： 運営委員会

10月24日： ”

11月19日： ” （予定）

その他、SJK運営委員会が8月23日、9月18日それぞれ開催され、日食協は会議室提供等で協力した。

なお、10月30日酒類食品事務合理化研究会の卸・メーカー合同懇談会が東京厚生年金会館で開催され、日食協からは松本委員長が出席された。



物流コスト算出今後の対応等協議

重点活動も継続強化を確認

9月19日午後1時半から日食協会議室において第9回物流委員会を開催し、①「新価格体系」に係る物流コスト提示後の状況報告等に関する件②平成2年度委員会の重点活動に関する件等につき協議した。

平成2年度の物流委員会の活動は、優先順位的にスケジュール化が組まれていたが、上期の殆どが新価格体系に係る物流コストの算出活動に主力が置かれたため、後おくりとなった感があった。

この委員会では、このたびの瞬間風速的に調査した業態別（酒類・冷食を除く）物流コストの算出結果を業界提示したあと、どのような新価格に係るメーカー対応があったか、その経過と現況等につき田尾委員長より報告がなされた。

この物流コストの算出については、首都圏企業を中心に平成2年1月～5月期を対象期間として絞り算出されたものであるが、全国ベースで算出対応ができるような基準のソフト化が開発できないかどうかをWG活動に委ねることが話合われ、算出フォーマットの見直し等を行なうことになった。特に算出基準が共通的に整合でき、この結果を同じテーブルで話合えるようなフォーマットづ

くりが可能かどうか極めて至難なことではあるが、例えばDPCシステムなどの組み入れを念頭にえがいて検討したいとの意向が委員長より述べられた。

また、製造年月日、賞味期間の単品、中箱、外箱表示については5月10日付でメーカー要望したところであるが、その対応状況の実態を調査し、改めてその徹底方を要望したい旨が話しあわれた。

商品管理に係る賞味期間についても、これからのWGで引続いて協議し、卸サイドからメーカー等への協力呼びかけを行なうことが確認された。

物流コスト算出基準を再検討

物流ワーキンググループ

10月16日午後1時半から日食協会議室において第19回物流委員会ワーキンググループを開催し、去る9月19日の第9回物流委員会で協議した結果を踏まえ、物流コスト算出の新対応等につき検討した。

<検討結果>

新価格体系に係る物流コスト算出は、瞬間風速的に実態把握されメーカーへの提示がなされたところであるが、その算出フォーマットが簡明に、しかも全国的に活用出来るよう計算式の見直しを行ない、その算出基準案を作成するべく検討した。

—主な検討内容—

- イ) 物流面から見ての取引内容の見直し
- ロ) 業態別区分をどうするか
- ハ) 関東支部の物流コスト実態調査と同様に酒

類等を含めるか

- ニ) センター機能が各社まちまちである中で汎用・専用の捉え方をどう組み入れるか（業態拠点で分けるべきか、また、その辺の定義づけは？）
- ホ) 月単位の算出は不可能か
- ヘ) 特に人件費の捉え方、項目組み入れ等をどう見るか、兼務等の部分をどう見るか
- ト) 保管費において不動産関係の扱い方法の検討も必要
- チ) 酒類・食品を含む場合の按分基準（金額か個数か）
- リ) センターフィーについての考え方？

以上協議したが、これらの問題点を持ち帰りあらかじめ検討のうえ次回改めて協議することになった。

なお、メーカー要望事項等の継続作業も次回検討する。

「センターフィー」を項目追加（案）

物流ワーキンググループは16日に引続き10月31日午前9時半から日食協会議室において、第20回目の会合をひらき物流コスト算出基準の整備見直しについて検討した。

前回の検討結果にもとづき具体的に項目分析を行なったが、結論としては、関東支部が歴史的に例年調査しているフォーマットによる以外にないとの方向で詰められた。

なお、項目検討のうち、倉出し金額の部分で返品をどう捉えるか、100に対するマイナスかプラ

スカ倉出し売上にもいろいろの種類があり、物流と商流の区分けは至難との意見もあったが、倉出し函数は99としている企業が多いように受け止められた。

また、センターフィーを物流コストの算出にあたりどのような項目選択されているか検討した結果、大半の企業が算入している実態があり、このセンターフィーの算入如何はコスト比率に大きな差異をもたらすことになり、また、明確な把握も必要であるとの観点から大項目4区分の中の情報処理費を除く配送費、保管費、荷役費にそれぞれ「センターフィー」を項目追加すべきだとの提案がなされた。

項目追加した場合の計算式は、前年の構成比率で按分することとし、仮にセンターフィーが百万円とすると下記のような算式となる。

配 送 費	50%の場合：80分の50×100
保 管 費	20%の場合：80分の20×100
荷 役 費	10%の場合：80分の10×100
情報処理費	20% ——；——

上記のうち配送費と保管費の場合の配送費は、70分の50×100。同保管費の算出は70分の20×100で計算する。

この追加案については、関東支部流通業務委員会に提言するかたちとなろう。

なお、このセンターフィーの計算式は11月22日開催予定の物流委員会でも協議されることとなる。



新価格体系の実施状況等で協議

内部4者で資料を整備

9月19日午前10時から日食協会議室で食品取引改善委員会を開催し、新価格体系の導入要望書をお届けした5月7日以降、その導入実施状況と今後の委員会活動をどのようなかたちで展開すべきか等について協議した。

委員会では、来る11月28日に理事会が開催されることに備えて、まず、メーカーの新価格対応への実態を把握することとし、昨年11月に実施したメーカー70社に対しての調査要領に沿って、本年1月以降を区切りとして再調査を試みることを決めた。

食品取引改善委員会が中心となって、7月10日に第13回新価格体系構築検討協議会を開き、新価格に係る物流経費算出結果の内容説明をし、その実態に対しての真の理解を求め、さらに翌11日には業界紙発表により社会的に卸売業界の厳しい現況を訴えて以来、早くも4ヵ月を経過した。

対応、未対応の判断も全体的に概ね把握できる時点に入ったことに鑑みて、検討協議会卸内部4者代表は11月7日午後1時から日食協会議室において食品取引改善委員会のメンバー11社の分担調査で寄せられた実態表をもとにメーカー70社の対応実態を分析、11月21日に開催予定の正副会長会議においてその分析結果を報告し、基本的な方向

を諮ったうえ11月28日の理事会で具体的な報告説明ができるよう資料の整備を行なった。



缶詰ブランドオーナー会

蜜柑缶詰で大手水産筋と初懇談会 — 再生産に絡る育成目ざす —

9月11日午後1時半から日食協議室において果実部会をひらき、①新物白桃、黄桃缶詰の情報交換 ②新物みかん缶詰の情報交換 ③缶詰賞味期間の表示状況等につき協議した。

新物白桃缶詰については、当初の作柄予想では前年比111%の見込みでスタートしたが、収穫が予想外に振るわず結局前年比で80~85%止まりの大幅減産となった。

各工場とも畑前130円~135円(前年100円)缶詰としての最終出来高はリパックものを含め、110万函から115万函(前年145万函)程度と見られる。

出し値4号缶で400~450円、5号缶で300円~330円唱えと言われ前年比3割高。

全体的に供給不足に陥り、一部で韓国ものを物色するも韓国自体も日本同様の減産年となったため商材は乏しい。

このような状況から混合フルーツ等もコストアップとなろうとの危惧が抱かれている。

なお、黄桃缶の昨年の原料はK平均70円であったが、ことしは8月中旬80円だったものが月末100円にアップし、出し値も平均330~335円唱え。

新物みかん缶詰の情報交換については日本蜜柑缶詰工業組合専務理事花島満氏がオブザーバー出席し、原料作柄、生産予想等の説明を得た。

それによると、現時点での生産予想は540万函(前年583万函)との見方であり、原料面では8月1日現在170万トンを下回り150万トン程度となるのではないかと見る。

いずれにしても原料面の集約と人的問題ならびに環境保全の観点からしても、かつての700万函生産時代は二度とおとずれることはない。従って高付加価値の製品をもって対処すべきであり、量的のものから質的への変換が望まれている。

輸出みかん缶は、まさに息も絶えだえの状況にあり、昭和60年当時113万函も振向けられていたものが、本年は30万函(うち12万函は丸缶)程度であると言われる。

缶詰ブランドオーナー会果実部会は、10月2日午後2時半から丸の内ホテルで日本蜜柑缶詰工業組合の内販対策委員会側と新物みかん缶詰に関する懇談会を開催した。

冒頭、竹内雅明理事長は、減反政策が進むなか本年は裏年であり、160万トン程度と大幅減収が見込まれ、工組としても長期的展望に立って正販が一体となり見直しをすべき時と考えている。また、こうした年は原料がひとり歩きしないよう、CBOのメンバーとも意見を交換しながら、その場限りの話し合いでなくみかん缶詰のビジョン建てを進めたい旨挨拶があった。

続いてCBO中島洋一郎果実部会長から、今年は総体的に順調な消化を見ており、製造に入るには環境に恵まれている状況の中にあり、良し悪し

を議論するのではなくて、これからどうするかの話から入れる年であると思う。われわれ流通の面から申しあげると物流の面で缶詰は妙味の薄い商品となってきており、売り方を大きく変えていく必要がある。特に労務問題は深刻で、造る側も売る側も転換期を迎えていることは間違いない。CBO側もいままでの売り方を見直し、適正で次の生産につながるような懇談となることを望みたい旨述べられた。

<主な発言>

- ・原料事情がどのようになるか判らないので製造が終わってから値決めするという時代は終りとしなければならない。そのための生産体制を打ち出して欲しい。
- ・生産体制はもう少し早く打ち出せないか。
- ・最初に飛び出す値が、どうしてこんな値でと思われるような値からみかん缶市場は形成されてきた。
- ・流通サイドからの適正供給量を聞かせてもらい数量的、价格的に安定化す新価格体系を構築したい。
- ・1～2号缶は相場性を持っている面があるが、コンシューマー缶はそれがなくなってきた。われわれも長期にわたっての価格体系づくりが必要。パッカーとの掛け引き時代は終わった。
- ・商品価値のあるみかん缶に育てて行こうという考えはみな同じであると感銘した。問題山積だが一つ一つ解決し、安定商品とすべく同一の目的をもって新物を迎えたい。

☆ ☆ ☆

10月2日の工組側との懇談会に続き10月17日午

前9時から日食協会議室において第2回目の懇談会を開催した。

同工組は午後からの理事会・総会開催にあたっての事前懇談の要請に応じての会合であるが、ことしの加工原料は44万トンのうち32万トンが果汁用に向けられ、しかもこの果汁原料は国庫負担システムにより補填のうしろだてをもつものとの競合であり缶原の立場は極めて厳しい状況のもとに置かれている。

しかも原料出回りの状況では昨年より10日は遅れるもようであり、協力を得たいことはブランドオーナーがあまり早くスタートされるようなことがあるとパッカーもそれに応じなければならないため自重されたいとの竹内理事長の話。

流通サイドも無理な売り方をせず、適正なマージンを残すことが基本。また適正な市場形成には水産大手筋の責任ある売り方も大きく影響するところであり、日食協としても話合いの場を持つこととしたい旨を中島果実部会長は語る。

生産量については前年度の545万函の70%どまりとの声もあった。

問題はK45円にいくらわずみされるか。その中でシュミレーションはえがけないか、等々を意見交換した。

なお、次回第3回懇談会は11月9日が予定された。

☆ ☆ ☆

この第2回懇談会に引続いて11時半から果実部会を開催し、新物みかん缶詰の情報及び意見交換

を行なった。

部会の協議内容としては、①蜜柑缶工組との懇談会の概要報告 ②大手水産企業との意見交換の場づくり ③「賞味期間表示」への対応等を中心とし、なかでも、みかん缶詰にあっては再生産に絡る市場育成に努めたいものとの話し合いがなされた。

☆ ☆ ☆

11月1日午前10時から日食協会議室でCBO果実部会メンバーと大手水産会社代表者による蜜柑缶詰では初の懇談会を開催した。

大手水産側の代表者は次の通り。

大洋漁業(株) ドライフーズ事業部副部長
柴崎 健次氏
(株) 極 洋 加工食品部加工食品課課長
楠 敏美氏
(株)ニチレイ 関東営業支社加工食品第1課専門役
中山 義夫氏
日本水産(株) 加工食品部次長兼缶詰課長
豊沢昌一郎氏
(株)ニチロ 部長代理兼加工食品課長
安武 豊氏
" 加工食品営業部加工食品課調査役
山崎 郷視氏

このたびの懇談会は、おりからみかん缶詰の生産シーズン入りを迎え、原料生産面、缶詰製造面販売面から見て極めて厳しい立場に置かれている新物みんか缶詰を本年を契機として価値ある商材に新しい自覚で市場構築したいというみんか缶関係企業者の強い希望から、みんか缶詰にあっては初の懇談会が持たれることになり、これからの

みかん缶詰にとって大きな意義をもたらす会ともなった。

はじめに中島洋一郎果実部会長より、「いままで蜜柑缶詰は業界間で無意味な競争を際限なく繰り返してきて今日に至っているが、流通環境の大きな変容を見せつつある中において、価格でない価値ある競争をして行くべき時代を迎えている。

昔のようにみかん缶詰はなかなか数量も集められなくなってきた。原料はあなたまかせ、価格は大きくおどるにまかせると言った過去の経緯はあったが、みかん市況の新しい道を構築するためには、本日まで出席願った水産大手のみなさまのお力添えもなくては前に進まない問題でもある。流通を預かるわれわれの考え方もお聞きねがい、またみなさまからのご意見も頂戴して、みかん缶詰の新年度を迎えたい」旨挨拶。明日に向けての懇願に入った。

<主な発言内容>

- ・物流費もアップし売り上は伸びても利益が伴わない状況である。しかも缶詰は安くしても売れなくなっているのが現況。
- ・価格競争でない競争の時代を迎えていると思う。
- ・競争に明け暮れて今日まで来たがこのままでは業界の明日はない。協調できるものは協調し、宣伝等で消費者にアピールできるような業界に育成したい。
- ・ここ10年間、みかん缶詰でよい思いを味わったことはなかった。こういう状況からは何としても脱却しなければならない。
- ・流通段階の事情も好く判っている。われわれとしても果実缶詰を、すき好んで安く売る気は毛頭ない。

- ・現状、みかん缶はだれがやっても採算に合わない。問題はわれわれが扱っている水産缶詰と違いみかん缶詰はあと決めであるということだと思う。どのような業界を見てもこのような例は他にない。建値の設定の仕方を考えるべきであろう。
- ・その辺の問題は、数量を早く掌握できない限り是正は無理な面がある。
- ・水産缶詰は1年だが、フルーツ缶は半年以上は持たないことにしている。早生ものにはマークをつけ消費者に提供しているが、量的には35%程度を占める。
- ・主旨には異論なし。現在商品の絞り込みをしている中で、何とか損のないような販売をしたいものと願っている。
- ・みかん缶詰は年内ものと年明けものがあり、そういう関係で3月にならないと決まらない。このようにコストの決まっていないものを売るという事情がある。
- ・商人の介在もよいが、本当に農家と直接絡りを持ち、早く見極めが出来るような環境が欲しい。
- ・スーパーブランドは現在1割以上を占めているが、造るならわれわれのものをお願いしたいところである。一部にはPBを止めようとしている向きも見受けられるようになってきた。
- ・企業数では5生協、2百貨店、8スーパーがPBを造っている。
- ・むしろ問屋がやらして欲しいと申し出た方がよろしいのではないか。
- ・それで方向転換してくれればよいが、みかんだけだけでなく色々PBを持っており、その中でみかんだけをというのは通じないであろう。

なお、みかん缶詰で集うのではなく、今後随時懇談の場を持ち、相互のレベルアップを図りたいとの意向が述べられた。

自由化期待も軒並み減産

パイナップル部会で情報交換

9月11日午後3時から日食協会議室でCBOのパイナップル部会を開催した。

年度第1回目の部会であり、まず国分(株)角田牧夫氏の部会長再選。(株)サンヨー堂松崎 清氏、三井物産(株)越智 昭氏および(株)菱食中島洋一郎氏の副部会長再任を確認したあと、①輸入パイナップルの市況と今後の見通し ③沖縄パイナップル缶詰の市況と今後の生産見通し ③パイナップル部会今後の活動運営等について協議した。

パイナップル缶詰は、4月に自由化となり新しいTQ制度となったが、当初予想したものとなり異なった展開をしており、4.8の割当てであったが、各産地が早魃のため全くタイトな状況に変わってきた。

<マレーシア>

6月早魃で船積は8~9月期殆ど皆無に近い状況。特に3号缶スパイラルが払底、10~11月に期待がかけられている。

<タイ>

マレーシアと大同小異。8月末からぼつぼつ原料が出回りはじめたが、実が小さく品質は芳しくない。分止まり落ちでコストアップとなっている。明年4月以降でないと思通し立たず。相場は世界的に締って2割程度のアップ。チビットも9月時点で値上げ通告あり、円高利益も

吸収されてしまうおそれがある。

<フィリピン>

比島も同じく早魃に見舞われた。

7月にデルモンテが入ったが、その後船積みは途切れている。

<インドネシア>

同様に早魃。来年ものは当然値上げされることとなる。しかし、明年はこの地区は量的にまとまって船積みされる可能性はある。

<沖 縄>

7月～11月末で全体の90%を消化。例年になく糖度は高く13～14°

本島が29万函、八重山19万函で48万函程度と見込まれる。

8～9月時点では定番ものも品切れの状況で、いずれの企業も玉集めに苦勞している。無論特売はストップ。印刷缶が白缶に変わる。

なお、部会運営については、情報交換の場として現状の活動ベースで随時開催することとなったが、新しい組織となった日本パインアップル缶詰協会の団体賛助会員としての日食協加入を呼びかけることになった。

パイン開缶研究会に参加呼びかけ

日本パインアップル缶詰協会主催の下記のパインアップル缶詰開缶研究会にCBOはメンバー参加を呼びかけた。

9月11日（東京）、10月17日（東京・鉄道会館ルビーホール）、10月19日（大阪・農協ビルPM1:00）。なお、大阪地区は近畿支部が協力参加した。

缶詰賞味期間表示の現況等

品質対策委員会で意見交換

9月28日午後1時半から日食協会議室で品質対策委員会を開催し、①食品添加物の追加品目、新表示の現況等 ②「缶詰賞味期間」表示の状況等につき協議した。

この日の対策委員会には(株)日本缶詰協会よりオブザーバーとして参事の渡辺麟太郎氏を迎え、このほど発刊された食品添加物のポケットブック版の資料等を参考に追加品目についての意見交換を行った。

食品添加物に係る法基準は、総じて概論的であり、範囲も広く、そのために出来るだけ表示方法を統一することが建前となっているが、例えば亜硫酸塩にあっては、一度使ったものがゼロとなっても表示されるという解釈も成り立ち、この辺は業界としても十分確認する必要がある。

また、ビタミンCにあっては酸化防止剤としての使用目的と栄養成分としての表示を希望したいという2通りの考え方があり、こうした点も業界として要望すべき問題点の1つとなっている。

みかん缶詰に使用のヘスペリジナーゼは、いろいろ論議の対象にもなったが、加工助剤として表示する必要はなくなった。

その他、ステビヤサイド、亜硫酸ナトリウムなど要望点はいくつも残されている。

缶詰の賞味期間の表示については、まだCBOメンバーのなかには自主表示した企業は見当たらないが、今期みかん缶詰からぼつぼつ表示する意向がかなり伺える。

現在、業界の合意としてみかん缶詰など「主な

缶詰」であってこれを表示する場合は36ヵ月表示が申し合わされているが、その他の缶詰にあっては期間等任意表示となっており、消費者の誤解を招くおそれがあるばかりでなく、主な缶詰が表示したことによりその他の缶詰の犠牲となる危惧が十分にある。

このことにつき、果実部会では(株)日本缶詰協会に対し要望する意向であるが、品質対策委員会においても表示後の問題対応、例えば36ヵ月を経過したものへの説明材料が全く用意されていないこと、3年としたことの根拠づけが曖昧である点、表示問題は終わったのではなく、むしろこれからはじまるとの業界意識がなくてはならないとの声が聞かれた。

支部ニュース

平成元年度の物流コスト実態

関東支部で取りまとめる

関東支部流通業務委員会では8月22日午後3時から日食協会議室において、①平成元年度物流コスト実態調査の取りまとめ、②委員会活動のスケジュール化(商品研修会・セミナー・返品実態調査)につき協議した。

例年調査の物流コストの取りまとめについては、新価格体系に係る物流委員会の調査結果との取扱いのうえでの関連もあり、外部公表はしばらく留保することが申し合わされた。しかし歴年継続してきた調査であり、支部会員には結果報告する予定

である。

また、商品研修会の企画実施に関しては第一候補として千葉県柏市のニッカウキスキー(株)が挙げられ準備を進めることになった。

百貨店、スーパーの返品実態調査は前回同様の要領により、6月～8月の3ヵ月を対象期間として調査し、9月中旬〆切で取りまとめ作業を行なう予定が組まれた。

9月度の流通業務委員会は、19日午後3時から日食協会議室で開かれた。

恒例の返品実態調査についてはその調査方法を重点に協議したが、プロパー、特売、PB、ギフトの4区分をもう少し簡略化してはとの意見も出された。しかし今回は見直しは行なわれないこととし、10月15日までを目標に報告データを整備分析することになった。

その他、第16回商品研修会はニッカウキスキー(株)柏工場が正式に決定。11月6日に実施する運びとなった。

続いて、10月29日午後3時から千疋屋総本店地階会議室で第16回商品研修会の申込状況ならびに百貨店・スーパーの返品実態調査のとりまとめを行なった。

返品4区分のうちギフト商品にあってギフト券の返品を算入しているかどうか。分析に当たって企業単位に確認し、数値的に整備したうえ、次回報告書を作成する段取りである。

第16回商品研修会を開催

ニッカウキスキー 柏工場を研修

第16回商品研修会は、11月6日ニッカウキスキ

一株式会社のご快諾を得て同社柏工場において開催された。

この研修会での参加人員は38名で、大型観光バスを借切り、丸ビル明治屋前を9時に出発、10時過ぎに柏工場に到着。

同社の東京第一支店副支店長白石喬義氏ならびに柏工場長杉浦忠司氏の歓迎挨拶があり、同社製作の「酒場の灯はいまも」と題する映画の上映があり、2班に分れて緑林に囲まれた静かで広大な敷地内の貯蔵場やポット・スチル工程、コファイ式パテント・スチル工程の現場あるいは洗壘、充填、梱包場面等つぶさに見学。

続いて杉浦工場長より約1時間にわたり酒の歴史と文化、酒の定義、製法と種類、製造技術等々広範にわたった講義をしていただき、販促につながる大変有意義な研修会となった。

また、試飲、昼食のご用意までいただき白石副支店長、杉浦工場長を囲んでのなごやかな懇談風景も見られた。

午後2時滞りなく研修会を終り、湯浅一也委員長による工場側に対しての謝意が述べられ、午後2時過ぎ帰途についた。

参加者の感想は一律に大変勉強になったとの評価であった。

中国支部岡山県ブロック会

田尾物流委員長を囲み懇談

中国支部岡山県ブロックでは9月7日11時半から新倉敷の三好野においてブロック会を開催した。

このブロック会には日食協本部から田尾孝行物流委員長が出席かれ、物流委員会が算出の新価格体系に係る物流コストの実態、新価格体系実施の状況とこれからの業界対応等につき日食協本部活

動の現況報告を行ない、意見交換した。

また、同ブロック会は9月21日にも引続きメンバーが会合し取引慣行に係る改善問題等について協議を行なった。

物流問題をテーマに研修会

北陸ブロック主催で開催

東海北陸支部北陸ブロックでは10月22日正午から恒例のブロック研修会を金沢市問屋町の金沢流通会館で開催した。

今回の研修会の講師には神奈川大学講師で流通政策研究所常務理事野沢建次先生を迎え「これまでの物流・これからの物流」をテーマにいま業界が抱えている物流の諸問題への対応と企業戦略等につき2時間にわたり講演。質疑応答が活発に交わされ、午後3時意義ある研究会を終了した。

この日の研修会参加者は35名。

北海道支部で取引適正化を協議

北海道支部では10月6日札幌ブロック会を開き、いま卸業界において当面する深刻な問題につき意見交換した。

特に取引きの適正化は緊急課題となっており、人手不足、人件費の高騰、物流コストの上昇、それらに伴う諸経費の増大など極めて憂慮すべき問題が山積していることから、得意先に対し配送、返品、労務提供および一括支払いの問題等につき協議し要望活動を推進する方向で具体的協議を行なった。

これらの要望事項を成文化し（案）として本部委員会に具申する段取りを組み挙げた。

価格動向・需給状況で説明会

茨城県主催で関東ブロック会

茨城県知事竹内藤男氏の呼びかけで平成2年度第1回関東ブロック業界等事情聴取会が10月19日午前10時から水戸市の消費生活センター研修室において開催された。

これは物価安定対策事業の一つとして開催されたもので、今回は加工食品の価格動向および需給状況についての事情聴取が目的。

日食協に直接出席要請があったため、事務局からは北田専務理事が、また食品取引改善委員長橋豊房氏の代理として㈱明治屋食品営業本部商品流通部の部長阿部正志氏が出席。協会概況、加工食品の値上げの状況と出荷、納入、販売価格への影響、値上げ理由、食品流通の環境の変化、その他卸の物流コストの調査結果等の報告、それに伴う出席担当官40名からの質疑応答が相次ぎ、特に阿部正志部長からは企業実務担当の立場から持参の資料をもとに的確な応答がなされた。

10月1日から個別契約に切替え

首都圏百貨店共同配送

首都圏における百貨店に納入する商品の共同配送については、納入代行業者である南王運送㈱側が労務時間、労働力不足に加え現行料金体系では経営が成り立たないとの理由から酒類食品部門を全面撤退したい意向を示し、そのための対応策を共同配送委員会メンバーは真剣に取り組み、何とか業務継続が出来るよう、努力を投入し続けてき

たが、卸業界自体物流問題で最も苦境に立たされている時であるだけに、極めて深刻な問題として受け止められている。

<企画課と懇談し状況報告>

共同配送委員会では、8月22日、8月31日、9月27日、10月25日と相次いで委員会を開催し、南王運送側と話し合いを進めてきたが、契約切れとなる10月1日から全く個別の契約により共同業務が切替えられることになった。

このことについて、当初スタート時点以前の実験事業の窓口課だった農林水産省食品流通局企画課より鈴木英男、平尾豊徳両課長補佐および坂上敏雄係長が10月25日の共同配送委員会終了後、出席になり南王運送㈱佐野 保部長を交えての状況説明会を開いた。

このたびの説明会は状況報告にとどまるが、共同配送事業を継続するうえでのネックとされる点の理解は得られたものと見られる。

これからの共同配送委員会自体の運営については、情報交換の場としてなお存続することを決めた。

「発注時刻」で百貨店に協力要望

前日午後2時までを申入れ

百貨店の共同配送が個別契約となり、配送業務がますます深刻化してきつつある中において共同配送委員会は、委員メンバーが中心となって首都

圏内の百貨店各店舗に対し、発注時刻を前日の2時までとすることへの徹底方につきメンバーがそれぞれ店舗を分担し協力要望を働きかけている。

百貨店側にあっても、現今の人手不足、配車不足等納入業者の悩みには理解を示しており加工食品にあっては前日2時までの発注を了承した店舗が何店舗か見受けられる。また、2時の励行には至らなくとも、5時を3時までに変更する等百貨店側の協力度度は高まってきた。

酒類については、まだ対応がスムーズに進んでいないが、引き続き要望活動を進め、2時までの協力徹底を期することになっている。

協力要望書は次の通り。

貴店「御発注時刻」につき御協力をお願い

拝啓 貴店におかれましては、ますます御隆盛にて大慶に存じます。

平素は格別なるお引き立てを賜り衷心より厚くお礼申し上げます。

さて、御高承のとおり最近における人手不足の問題は、小売業界、卸売業界を問わず共通した大きな悩みとなっていますが、弊酒類・食品流通業界にありましては、多品種、少量、多頻度物流への対応に前向きに取り組んではおりますものの、その一方で、配送車両の確保問題は、極めて深刻な事態に直面しています。

商品を滞りなくお届け上げることが役割の卸業者として、納品業務を円滑に遂行するためには、百貨店様から御発注の締切り時刻

につき御協力を仰ぐことが、斯かる現況に鑑み強く望まれるところとなって参りました。

つきましては、何卒、当卸売業界の窮状を御理解賜り、御注文に際しましては、下記の御発注時刻までにお申し越し下さいますよう御協力御高配の程切にお願い申し上げます。

なお、交通事情悪化に伴い、納品時間の短縮を図ることにより配送効率を高めて参りたいと存じますので、御注文伝票の事前起伝につきましても併せ御協力賜りたくお願い申し上げます。

弊食品卸業界と致しましては、百貨店様からの御要請にお応えすべく会員相協力して配送の合理化を図り、より円滑なる計画配送が促進されますよう最善の努力を投入して参る所存であります。

今後とも宜しく御指導、御支援下さいますようお願い申し上げます。

貴店の御繁栄と皆々さまのますます御健勝を心よりお祈り申し上げます。

敬 具

記

御発注時刻 : 前日午後2時まで
(酒類及び加工食品)

